

教育活動における感染防止等に係る留意事項

令和4年4月8日

令和4年6月10日改訂

福津市教育委員会

学校において、教育活動を実施するにあたり、留意すべき事項を統一的に定めるものです。ただし、学校の感染状況等に応じて、学校長の判断で活動を制限するなどの対応は可能です。

1. 基本的な対応

- 可能な限り「3つの密」を回避する工夫を行うこと。
 - こまめな手洗い、咳エチケットを徹底し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら、教育活動を継続すること。その際、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(2022. 4. 1 Ver. 8 文部科学省。以下「衛生管理マニュアル」という。)及び「新しい生活様式」の実践例(厚生労働省)を参考にし、感染防止対策を徹底すること。
 - 学校医や学校薬剤師、保健所等と連携し、感染防止について具体的な指導・助言を得ること。
 - 正しいマスクの着用は基本的な感染防止対策であることを前提に、マスクの取外しについては、教育活動の態様や子どもの様子などを踏まえ、次のとおり臨機応変に対応すること。
 - ア 十分な身体的距離(2 m以上)が確保できる場合は、マスクを着用する必要はない。
 - イ 身体的距離が確保できない場合であっても、屋外で会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はない。
 - ウ 気温・湿度や暑さ指数^{*1}(WBGT)が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、熱中症は命に係わる危険があることを踏まえ、マスクを外すこと。
- なお、マスクの着用の必要がない場面においても、教育活動の態様や子どもの様子なども踏まえ、必要に応じてマスクを着用するよう指導し、併せて子どもや保護者等に十分な説明を行うこと。また、マスクの着用を希望する子どもに対しては、熱中症対策を講じた上で、適切に配慮すること。

※1 環境省 熱中症予防情報サイト 暑さ指数（WBGT）の実況と予測

https://www.wbgt.env.go.jp/graph_ref_td.php?region=10&prefecture=82&point=82046

上記サイトを毎日確認し、警戒状況と予測に基づき、熱中症予防への注意喚起とともに、場面や状況に応じた子どもへのマスクの着用を適切に指示すること

- **子どもの調子が悪い場合や、息苦しさを感ずる場合、持続的なマスクの着用が難しい場合は、マスクを外してよいことを子どもに周知すること。**
- 教師が「マスクを外してもよい」と指示しても、小学校低学年など、**自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子どもへは、気温・湿度や暑さ指数が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。**その際、**人との距離を確保し、会話を控えることについても指導すること。**
- さまざまな事情から、マスクをできない子、しない子がいることを理解し、マスクをすること、しないことが、いじめや差別につながらないように注意すること。
- 子ども及び教職員の毎日の登校・出勤前の検温等、健康観察を徹底すること。
 - ア 登校後においても子どもの体調観察に努め、子ども自身が体調不良を訴えたり、教職員が気づいたりした場合は、速やかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。
 - イ 子ども及び教職員に発熱等の風邪症状がある場合は、登校・出勤をさせないこと。また、同居の家族に同様の症状がある場合は、登校・出勤をしないように促すこと。
 - ウ 教職員については、多数の子どもに接する業務であることを鑑み、教職員に風邪症状がある場合は休みを取り、受診しやすい環境を整えること。
- 校内の清掃・消毒については、衛生管理マニュアル第2章2（2）「③清掃・消毒」を参照し、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れる方法により実施すること。
- 感染リスクが高いなどの不安により、保護者から子どもの欠席の申し出があり、学校長が認める場合（当該学校及び学級内で感染者、風邪症状者が増えている等の状況がある場合）は「出席停止」扱いとする。その場合、保護者や子どもに対しては、学校で講じる感染防止対策について十分説明し、学校運営の方針等について理解を得るよう努めること。

2. 授業等における対応について

(1) 基本的な留意事項

- 教室等において換気を徹底すること。授業中及び休み時間など、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて換気を行うこと。エアコン使用時においても換気を行うこと。常時換気の方法等については、「衛生管理マニュアル」第2章3「(1)「密閉」の回避(換気の徹底)」の内容に留意すること。
- 学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。
- ペアワーク、グループ活動等を実施する場合は、教室等のこまめな換気やマスク着用の徹底などの感染防止対策を十分に講じること。
- できるだけ個人の教材教具を使用させ、貸し借りはさせないこと。教材、教具、機器及び設備を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせること。また、必要に応じて消毒を行うこと。
- 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず登校できない子どもに対しては、学習に著しい遅れができる限り生じることのないよう、オンラインによる指導・支援に努めること。

(2) 教科等におけるその他の感染防止のための対応

教科等	感染防止のための主な対応例
教科共通	<ul style="list-style-type: none">□ 子ども同士の距離を可能な限り確保すること。□ 対面形式や一斉に大きな声で話す活動は、長時間・近距離の活動とならないようにするなど感染防止対策を徹底し実施すること。
体育科 保健体育科	<p>◎ 可能な限り感染防止対策を講じた上で、以下の点に注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none">□ 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動時、また、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いや準備・後片付けの時など、運動を行っていない場合は、可能な限りマスクを着用すること。 また、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症のリスクがない場合は、マスクを着用すること。□ 更衣室については、子どもの身体的距離を確保することが困難な場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないよう指導すること。
音楽科	<ul style="list-style-type: none">□ 室内で合唱及びリコーダー等の管楽器演奏を行う場合は、連続して演奏する時間を可能な限り短くする等、感染防止対策を講じて実施すること。

(3) 給食等の飲食における感染防止のための対応

- ◎ 教室等において給食や子ども同士で昼食をとる場合や、教職員が同室で食事をとる場合は、以下の点に注意すること。
- 食事の前後の手洗いを徹底すること。
- 飛沫を飛ばさないよう席の配置をし、会話をする際はマスクを着用するなどの対応をすること。
- 準備や後片付けの際は、マスクを着用すること。

(4) 休み時間及び登下校における感染防止のための対応

- 休み時間に、屋外や屋内で遊ぶ場合や運動などをする場合は、マスクの着用による身体へのリスクを考慮し、**マスクを着用する必要はない**。その場合、感染防止対策（「人と距離を確保」し、「会話を控える」こと）についても指導すること。
- **登下校中は**、十分な感染防止対策（「人との距離を確保」し、「会話を控える」こと）を指導した上で**マスクを着用する必要はない**。

(5) 学校行事における感染防止のための対応

- 宿泊又は集団での長距離・長時間の移動を伴わない学校行事については、感染防止対策を十分に講じて実施すること。
- 宿泊などを伴う学校行事については、内容及び方法を検討するとともに、感染防止対策の徹底を図ること。
- 学校行事を実施する場合は、感染者・濃厚接触者が生じた場合の措置について、あらかじめ子ども・保護者の理解を得ておくこと。また、実施しない場合は、その教育的意義や子どもの心情等にも配慮し、可能な限り延期や代替案を検討すること。

3. 部活動における感染防止対策について

- ◎ 今後も新型コロナウイルス感染症に係る対応が続くことが考えられることから、引き続き「新しい生活様式」を踏まえ、感染防止対策を徹底するとともに、生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動し、参加を強制することがないよう配慮すること。
- 各中央競技団体等が示す感染症拡大予防ガイドラインに基づき、活動を行うこと。示されていない競技については、中央もしくは県の競技団体に問い合わせの上、その指示に基づき活動すること。
- 他校との交流がある活動は、他校等の感染状況を踏まえ、判断すること。実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。

- 活動前・活動中・活動後の健康観察を行うとともに、体調がすぐれない生徒は速やかに下校するよう指導すること。
- こまめな休憩を挟み、その都度手洗いを徹底するよう指導すること。
- 給水用のボトルやコップ、タオル等は共用しないよう指導すること。
- 器具や用品（トレーニング器具や楽器等）を共有で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせること。
- 室内で活動する場合は、こまめな換気や手洗いをを行うとともに、消毒液の設置や生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒を行うこと。
- 狭い場所等で生徒が密集する活動や向かい合って発声したりする活動については、感染状況等を踏まえ、密集せずに距離を取って行うことのできる活動に替えるなどの工夫をすること。
- **部活動中の運動時のマスクの着用については、熱中症などの健康被害が発生するリスクが高まり、命に関わる危険があることから、マスクを外すよう指導を徹底すること。**
- 部室等の共有エリアの利用は短時間とし、一斉に多数の生徒が利用しないようにすること。また、部室内ではマスクの着用を徹底し、会話はさせないこと。
- その他、部活動に付随する場面での感染防止対策も徹底すること。

4. 園・学校への保護者・地域の関わりについて

- 保護者を校内に招き入れる授業参観等を実施する場合は、感染防止対策を十分に講じること。その際、オンラインを併用するなどの工夫を検討すること。
- 地域の方と子どもが接触する教育活動（GT など）を実施する場合は、市内や校内の感染状況を慎重に見極め、十分な感染防止対策や来校の人数制限はもちろん、実施の在り方は、双方の合意のもと判断すること。
- 学校運営協議会、PTA 役員会・運営委員会等は、最少人数で、短時間で行うように工夫すること。換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、オンラインを活用する等、感染防止対策を十分に講じて実施すること。

5. 幼稚園において留意すべき事項について

幼稚園においては、上記に述べた感染防止対策を参考にしつつ、幼児特有の事情を考慮すること。また、「衛生管理マニュアル」の第5章「幼稚園において特に留意すべき事項について」に掲げる事項にも留意しながら、各園における感染防止対策について改めて確認・徹底すること。

(1) 幼稚園におけるマスクの着用について

- 個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、身体的距離にかかわらず、マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させない。

なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、園の判断により、可能な範囲でマスクの着用を求めること。ただし、保護者等の理解を得られるよう適切に対処すること。

(2) 幼稚園における感染症対策

- 幼児が自ら適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をすること。また、幼児自身が自分で行えるようになっていくために十分な時間を確保すること。

※ 幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。

(3) 幼稚園における教育活動

- 幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師が援助を行うこと。
- 幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
- 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
- 幼児が歌を歌う際は、できる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

(4) 登降園における留意事項

登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をすること。

6. 熱中症予防を踏まえたマスク着用の留意点について

熱中症のおそれがある場合は、特に次の点に留意すること。

- 屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導すること。
- 教師が「マスクを外すこと」と指示しても、小学校低学年など、**自分でマスクを外してよいか判断が難しい年齢の子どもへは、気温・湿度や暑さ指数が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。**その際、**人との距離を確保し、会話を控えることについても指導すること。**
- 体育の授業中、運動時はマスクの着用による身体へのリスクを考慮し、**マスクを外すこと。**体育館などの屋内では、換気の徹底をすること。
- 休み時間などに、屋外や屋内で遊ぶ場合や運動などをする場合は、マスクの着用による身体へのリスクを考慮し、**マスクを外すこと。**その場合、感染防止対策（「人と距離を確保」し、「会話を控える」こと）についても指導すること。
- **登下校中は、十分な感染防止対策（「人と距離を確保」し、「会話を控える」こと）を指導した上でマスクを外すこと。**
- 部活動の運動中は、マスクの着用による身体へのリスクを考慮し、**マスクを外すこと。**体育館などの屋内では、換気の徹底をすること。
- **「マスクを外すこと」については、保護者の意向もあることから、熱中症のリスクが高まるおそれがあると判断し、教師が「マスクを外すこと」を指示することに対して、あらかじめ保護者の理解を得るなどの対応も必要であること。**
- 気温・湿度や暑さ指数が高くない日に、呼気が激しくならない軽度の運動を行う際（休み時間や体育の学習、運動部活動を含む）、子どもがマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、子どもの体調の変化に注意すること。
- **調子が悪い場合や息苦しさを感ずる場合、持続的なマスクの着用が難しい場合は、マスクを外してよいことを子どもに周知すること。**